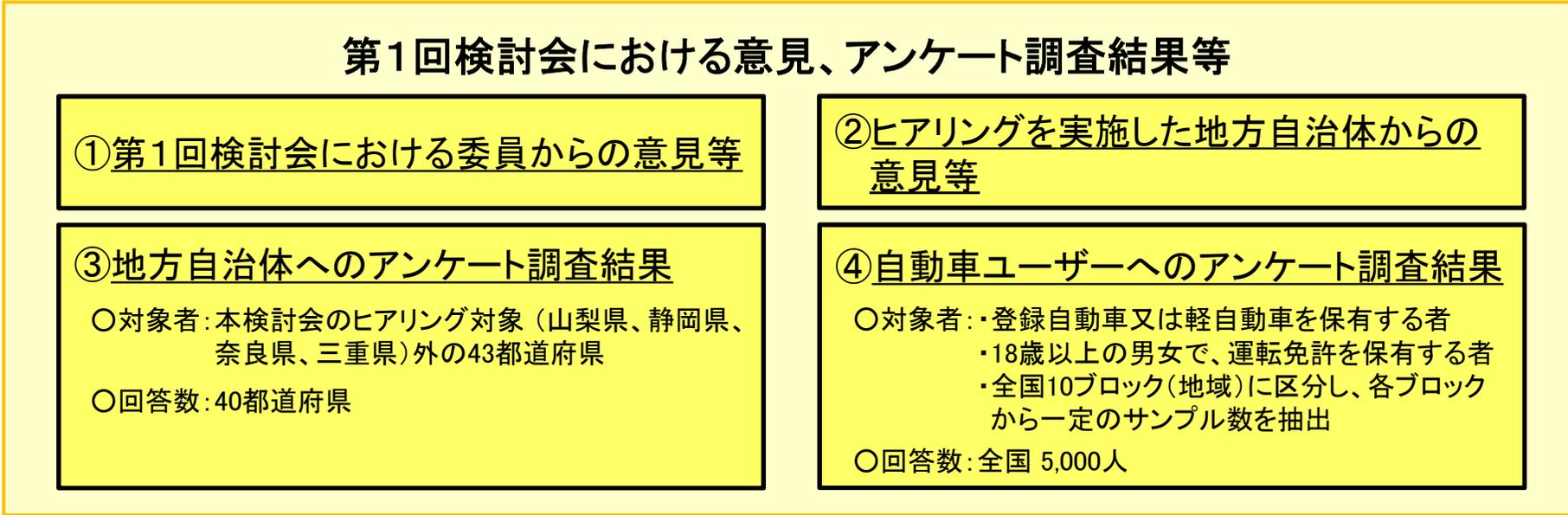


制度設計に向けた論点整理について

国土交通省自動車局
平成27年10月

- 第1回検討会で提示した主な検討事項(①から⑦)における「基本的な考え方」に沿って、検討会の委員やヒアリングを実施した地方自治体からのご意見、第2回検討会に向けて実施した地方自治体や自動車ユーザーに対するアンケート調査結果等を踏まえつつ、制度設計の方向性(案)について整理した。

第1回検討会 主な検討事項における「基本的な考え方」



制度設計の方向性(案)

(第1回検討会において、委員からの質問事項に関する資料等を追加)

基本的な考え方

- 自動車のナンバープレートにおいては、各地域における自動車の保有台数や地域名に対する愛着等を踏まえ、116の地域名を用いて全国を区分しているところ。
- 地方版図柄入りナンバープレートについても、ナンバープレートを活用した施策として行う以上、116の地域名によって区分された地域を単位として実施すべきではないか。

第1回検討会における意見、アンケート調査結果等 (→:事務局のコメント)

地方自治体からの意見等

- 富士山の図柄入りナンバープレートを富士山ナンバーエリアに限らず、世界遺産富士山の構成資産があるエリア、あるいは静岡県内全域を対象とするなど、適用地域を拡大して頂きたい。
 - ご要望の点については、富士山ナンバー及び静岡ナンバーの導入地域において、市区町村のすべての合意によって同じ図柄による提案を行うことにより可能であると考えています。
- 提案した図柄を地域外の自治体においても使用できたら良いと考える。
- 提案した図柄入りナンバープレートを島外の方にも交付できる仕組みを希望します。
 - 各地域において自らの図柄入りナンバープレートを導入することが可能であるため、他の地域でその地域と関係ない図柄を使用するためには、その地域と調整する必要があり、現実的には難しいのではないかと考えています。

地方自治体へのアンケート調査結果

- 現在の116地域区分は、必ずしも地域としてまとまっているとは言い難い。よって、ご当地ナンバーを導入している地域単位が基本となることが望ましい。
 - 自動車のナンバープレートにおいては、各地域における自動車の保有台数や地域名に対する愛着等を踏まえ、116の地域名を用いて全国を区分しているところであり、ご当地ナンバーを導入していない地域や導入できない地域においても図柄入りナンバープレートの提案が可能な制度としたいと考えています。

制度設計の方向性(案)

- 交付地域の単位については、現行のナンバープレートの地域名表示単位(116地域)を最小の単位とすることとしてはどうか。

基本的な考え方

- 図柄は、ナンバープレートの地域名に包含される市区町村の全てが合意した上で、共同で国土交通省に対し提案することとすべきではないか。

第1回検討会における意見、アンケート調査結果等 (→:事務局のコメント)

地方自治体からの意見等

- 地域名表示が都道府県内で一つの地域であることから、都道府県も図柄を提案できるようにしていただきたい。
→ ご指摘を踏まえ、図柄の提案については、「ナンバープレートの地域名表示に包含される市区町村の全てが合意した上で、共同で行う」とし、加えて、「都道府県の地理的範囲が地域名表示の範囲と合致する場合などにおいては、市区町村の合意を得た上で、都道府県からの提案を認める」としてはどうかと考えています。

地方自治体へのアンケート調査結果

- デザインナンバーを希望する各都道府県が、提案を行う前にあらかじめ地方運輸局等に相談できる体制にすることで、一連の手続きがスムーズになると考える。
→ 各都道府県が提案を行う前に相談が可能となるような体制を検討します。
- 地方自治体が提案し、国が決定すると既にスキームが決められているようであるが、あくまでも基礎自治体である市町村から国に直接提案していくべきと考える。県としての関わりは困難である。
→ ご指摘を踏まえ、図柄の提案については、「ナンバープレートの地域名表示に包含される市区町村の全てが合意した上で、共同で行う」とし、加えて、「都道府県の地理的範囲が地域名表示の範囲と合致する場合などにおいては、市区町村の合意を得た上で、都道府県からの提案を認める」としてはどうかと考えています。
- 地域名表示が都道府県名と同一であるが、観光資源が地域によって異なるため、全市町の下承を県が取り付けて1つのデザインにまとめるのは難しい。市町の下承はどのレベルまで必要か。議会の議決まで必要ならほぼ不可能である。
→ 議会の議決の要否も含めて、地域の意見集約等、図柄を提案するために地方自治体で必要な手続きについては、各地方自治体の判断によるものと考えています。

地方自治体へのアンケート調査結果

- 最終的に国交省の専門的見地から図柄を改変されるのであれば、各自治体からの提案内容はモチーフにとどめ、その中から国交省が図柄をデザインし、自治体は当該デザインに希望、要望を述べる方式が効率的ではないか。
 - 第1回検討会のヒアリングにおいても、各地域において具体的な図柄の公募等を行う過程で地域の一体感の醸成や盛り上がりにつながるといった意見があり、各地域において、具体的な図柄を提案していただくことが望ましいものと考えています。
- 対象地域が広く、複数の市町村が1つの図柄を選定するというのは難しい。また、寄付金を募った場合でも、どのような事業に充てるか自治体同士での調整が難航することが予想される。
 - 地域の意見集約、調整等、図柄を提案するために地方自治体で必要な手続きについては、各地方自治体の判断によるものと考えています。

制度設計の方向性(案)

- 図柄の提案については、
 - ・ ナンバープレートの地域名表示に含まれる市区町村のすべてが合意した上で、共同で行う
 - ・ 都道府県の地理的範囲が地域名表示の範囲と合致する場合などにおいては、市区町村の合意を得た上で、都道府県からの提案を認めることとしてはどうか。

ナンバープレートの地域名表示一覧

○ ナンバープレートにおいては、現在、116の地域名が存在している。

運輸支局等	表示文字											
北海道	札幌	札幌	関東	相模	相模	中部	小牧	一宮	九州	福岡	福岡	
	函館	函館		湘南	湘南			春日井		北九州	北九州	
	旭川	旭川		山梨	山梨			三重		久留米	久留米	
	室蘭	室蘭		北陸信越	新潟	新潟	近畿	滋賀		滋賀	筑豊	筑豊
	釧路	釧路			長岡	長岡		京都		京都	佐賀	佐賀
	帯広	帯広		富山	富山	大阪		大阪		長崎	長崎	
	北見	北見		石川	石川	なにわ	なにわ	厳原		長崎	佐世保	佐世保
東北	青森	青森	北陸信越	長野	長野	近畿	和泉	和泉	九州	熊本	熊本	
	八戸	八戸		松本	松本		神戸	神戸		大分	大分	
	岩手	岩手	北陸信越	福井	福井		中国	奈良		奈良	九州	奄美
		盛岡		盛岡	岐阜	岐阜		和歌山	和歌山	沖縄		沖縄
	宮城	宮城	北陸信越	飛騨	飛騨	中国		鳥取	鳥取			九州
	仙台	仙台		静岡	静岡		島根	島根	八重山	八重山		
	秋田	秋田	北陸信越	浜松	浜松		中国	岡山			岡山	
	山形	山形		沼津	沼津	伊豆		伊豆	福山	福山		
	庄内	庄内	北陸信越	愛知	名古屋	中国		山口	山口			
	福島	福島		豊橋	豊橋		下関	下関				
	関東	いわき	いわき	北陸信越	西三河	三河	四国	徳島	徳島			
茨城		水戸	多摩		多摩	香川		香川				
土浦		土浦	北陸信越	中部	八王子	八王子		四国	愛媛	愛媛		
		つくば			つくば	神奈川	横浜		高知	高知		
栃木		宇都宮	練馬	練馬	川崎	川崎	那須	那須				

基本的な考え方

○ 図柄は、各地域において独自に特色あるものを選び、提案するものであるが、ナンバープレートの公的な性格に鑑み、図柄について、ナンバープレートに記載された番号の視認性が確保されていることのほか、以下のような基準が必要ではないか。

(必要と考えられる基準の例)

- ・ 政党その他の政治団体、宗教に関連するものでないもの(ただし、歴史的、文化的又は美術的な価値を有するものその他ナンバープレートの図柄とすることにつき、広く国民の理解を得られるようなものを除く)
- ・ 特定の企業の営利活動を目的とするものでないもの
- ・ 個人、団体の名誉を傷つけるおそれがあるものでないもの
- ・ 国の利益や他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるものでないもの
- ・ 特定の人物をモチーフとするものでないもの(ただし、国民に広く親しまれ、歴史的にもその評価が定まっている人物を表象するものを除く)
- ・ 他者の権利を侵すもの(商標登録など)でないもの
- ・ 公序良俗に反するおそれがあるものでないもの
- ・ その他ナンバープレートの公的な性格にふさわしくないものでないもの 等

第1回検討会における意見、アンケート調査結果等 (→:事務局のコメント)

委員からの意見等

- 地方版図柄入りナンバープレートは地域の創意工夫を生かし、地域活性化をするためのもの。原則自由とし、これだけは困るというものだけ制限するような形にした方が良い。基本的な考え方の基準例は、非常に抑制的で原則自由であるため、賛成。
- 野球やサッカーチームのロゴ等は、民間企業的な団体としても、地域から受け入れられているものであれば、認める余地もあるのではないか。
- ナンバープレートは番号を表示することが一番の役割であり、視認性は重要。

地方自治体からの意見等

- デザイン上の制約を極力少なくしてほしい(毛書体を認めて欲しい)。
 - 図柄入りナンバープレートは現行のナンバープレートの様式に図柄を追加することを前提としています。デザイン上の制約は必要最小限とすることを考えていますが、ナンバープレートの性格上、視認性が必要であり、また、製造工程上の技術的な制約等の観点から、一定の制約があるものと考えています。
- 自治体ごと又は、連携する自治体ごとに、デザインについてある程度の裁量権を持たせると可能性が広がるのではないか。
 - ご要望を踏まえ、選定基準については必要最小限とすることを考えています。
- 金箔や加賀五彩が可能となれば、他地域との差別化が図れる。着色の材料や色彩のバリエーションについて検討してほしい。
 - ナンバープレートの製造工程の焼付けの際に金箔等が劣化するおそれがあるなどの技術的な問題があり、色合いについても視認性の確保の観点から一定の制約があるものと考えています。

地方自治体からの意見等

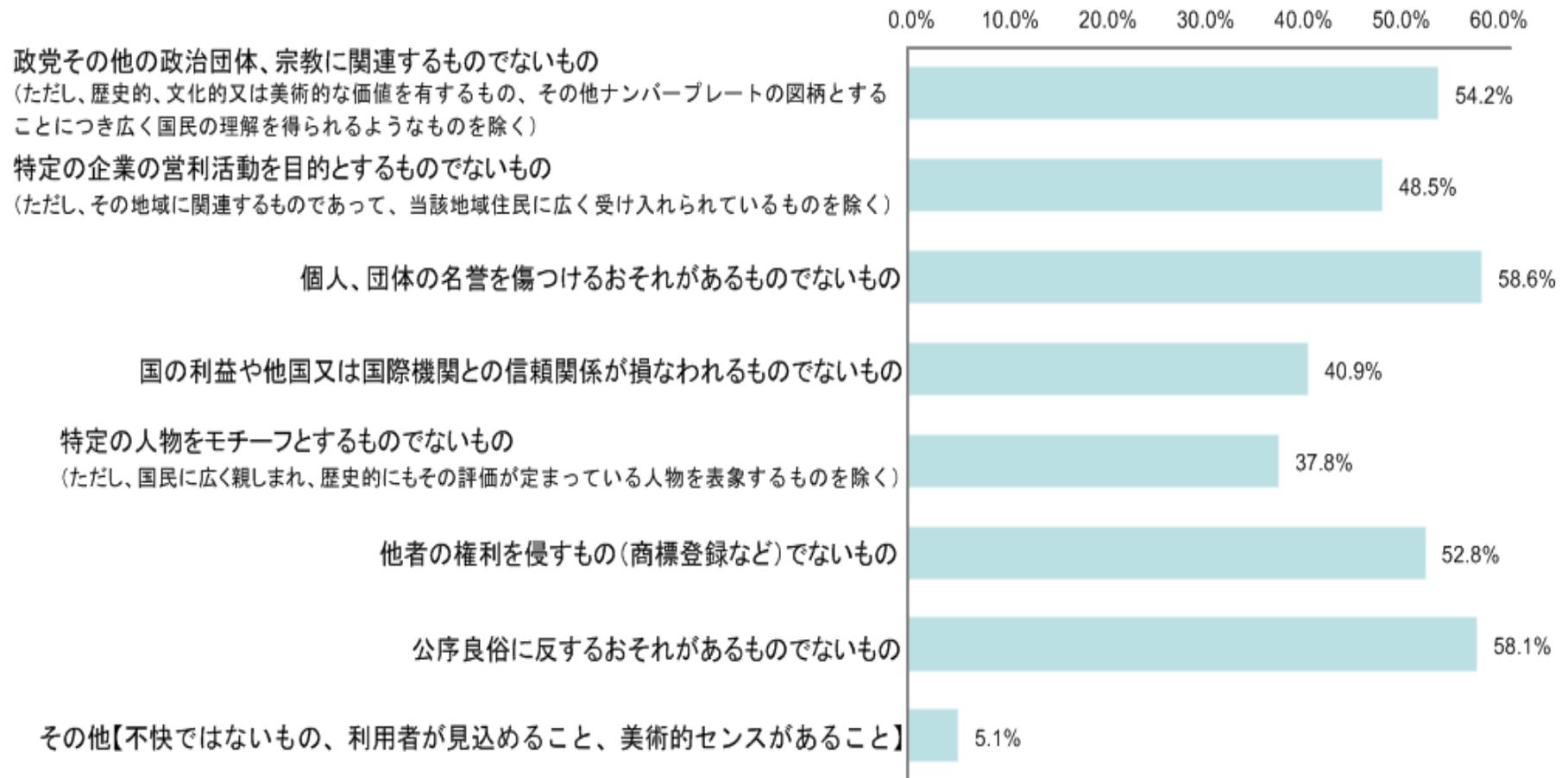
- デザインを決定する際には、国が主体になるものとし、地元自治体の意向を反映する仕組み(選定委員会等)を確保してほしい。
→ 第1回検討会のヒアリングにおいても、各地域において具体的な図柄の公募等を行う過程で地域の一体感の醸成や盛り上がりにつながるといった意見があり、各地域において、具体的な図柄の提案をしていただくことが望ましいものと考えています。
- 図柄を柔軟に認めてほしい。(文字入りなど)
→ 図柄に文字を入れることについては、現行のナンバープレートにある地域名やひらがな等と誤認するおそれがあり、視認性に問題が生じる可能性が高いと考えています。

地方自治体へのアンケート調査結果

- 自治体において、デザインをどのようにして決めるかが不安である。
→ 制度公表後、各地方において説明会を開催するなど、制度について周知を図っていくことを考えています。
- ナンバープレートの下部に図柄として文字を入れることができるようにしていただきたい。
→ 図柄に文字を入れることについては、現行のナンバープレートにある地域名やひらがな等と誤認するおそれがあり、視認性に問題が生じる可能性が高いと考えています。
- ナンバープレートの視認性の確保は重要な問題であるとする。
→ ご意見、ありがとうございます。
- デザインを公募し、インターネット投票で決定してはどうか。
→ インターネット投票も含めて、地域の意見集約等、図柄を提案するために地方自治体で必要な手続きについては、各地方自治体の判断によるものと考えています。
- 今のナンバープレートの規格では、番号を邪魔せずにデザインするにしてもその面積が非常に狭く、手法も限られる。規格を変更することまで視野に入れておられるか。
→ 図柄入りナンバープレートは現行のナンバープレートの様式に図柄を追加することを前提としています。デザイン上の制約は必要最小限とすることを考えていますが、ナンバープレートの性格上、視認性が必要であり、また、製造工程上の技術的な制約等の観点から、一定の制約があるものと考えています。
- デザインナンバーを実施するにあたっての要件は出来る限り少なくしていただきたい。
→ ご要望を踏まえ、選定基準については必要最小限とすることを考えています。

ユーザーへのアンケート調査結果

○「政党その他の政治団体、宗教に関連するものでないもの」「個人、団体の名誉を傷つけるおそれがあるものでないもの」「他者の権利を侵すもの(商標登録など)でないもの」「公序良俗に反するおそれがあるものでないもの」について、50%を超えるユーザーが除外基準とすべきと回答している。



制度設計の方向性(案)

○ 図柄入りナンバープレートは、現行制度に加えて図柄を入れることを基本とする。よって、地方自治体が提案できる範囲は図柄のみとし、その提案された図柄の選定基準は、ナンバープレートの公的な性格に鑑み、ナンバープレートに記載された番号等の視認性が確保されていることのほか、次の基準を満たしていることとしてはどうか。

(図柄の選定基準)

- ・ 政党その他の政治団体、宗教に関連するものでないもの(ただし、歴史的、文化的又は美術的な価値を有するものその他ナンバープレートの図柄とすることにつき、広く国民の理解を得られるようなものを除く)
- ・ 特定の企業の営利活動を目的とするものでないもの(ただし、その地域に関連するものであって、当該地域住民に広く受け入れられているものを除く)
- ・ 個人、団体の名誉を傷つけるおそれがあるものでないもの
- ・ 国の利益や他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるものでないもの
- ・ 特定の人物をモチーフとするものでないもの(ただし、国民に広く親しまれ、歴史的にもその評価が定まっている人物を表象するものを除く)
- ・ 他者の権利を侵すもの(商標登録など)でないもの
- ・ 公序良俗に反するおそれがあるものでないもの
- ・ その他ナンバープレートの公的な性格にふさわしくないものでないもの

○ 道路運送車両法第39条第2項、道路運送車両法施行規則第11条第1項により、ナンバープレート
の大きさ、色、形、その他の事項については国土交通大臣が決定することとされている。

(参照条文)

○道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)(抄)

(命令への委任)

第三十九条 (略)

2 自動車登録番号標、その封印、譲渡証明書並びに臨時運行及び第三十六条の二第一項の許可に関する細目的事項は、国土交通省令で定める。

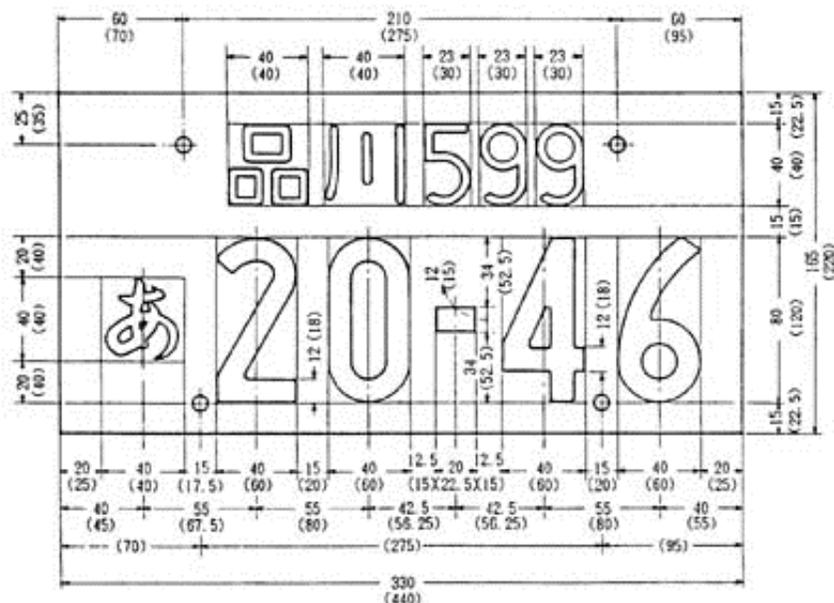
○道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号)(抄)

(自動車登録番号標の様式等)

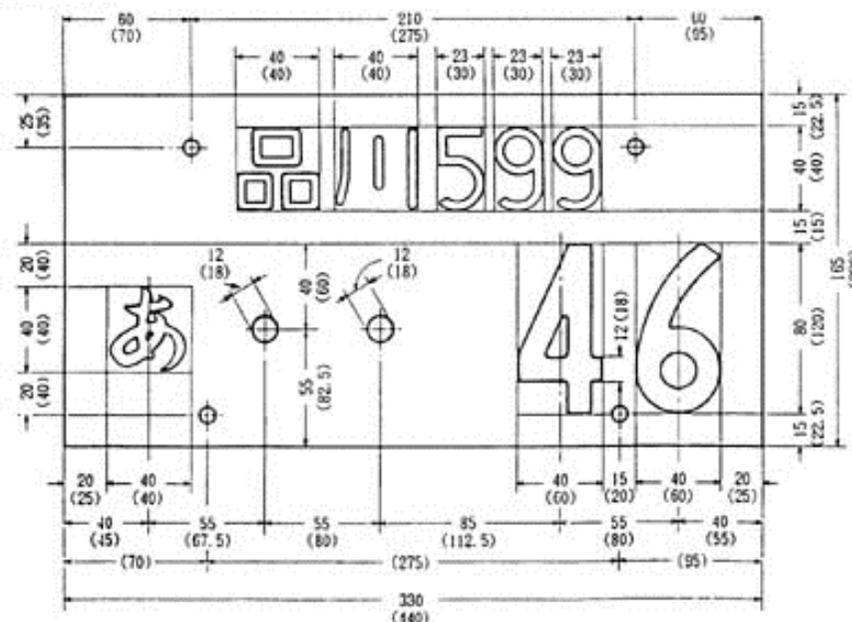
第十一条 自動車登録番号標は、第一号様式による。

2・3(略)

第一号様式 (その二)



(その四)



○ 道路運送車両法施行規則第一号様式備考には下記の事項が記載されている。

備考

- (1) 自動車登録番号は、図示の例により表示すること。この場合において、数字が四けたであるときは図(その一)又は図(その二)、数字が三けた以下であるときは図(その三)又は図(その四)の例によること。
- (2) 自動車登録番号は、浮出しとすること。
- (3) 自動車登録番号標の塗色は、事業用自動車にあつては緑地に白文字とし、自家用自動車にあつては白地に緑文字とする。
- (4) 運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所を表示する文字が三文字の場合((5)に規定する場合以外の場合であつて、自動車の種別及び用途による分類番号(以下この備考において「分類番号」という。)が一けたであるときを除く。)は、当該文字の横の長さは30ミリメートルとすること。ただし、普通自動車であつて、車両総重量が8,000キログラム以上のもの、最大積載量が5,000キログラム以上のもの又は乗車定員が30人以上のものに取り付ける自動車登録番号標については、この限りではない。
- (5) 運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所を表示する文字が三文字の場合(第二文字目がケであるときに限る。)は、当該ケの縦の長さは33ミリメートル、横の長さは28ミリメートルとし、それ以外の文字の横の長さは30ミリメートルとすること。ただし、(4)ただし書に規定する自動車に取り付ける自動車登録番号標については、当該ケの縦の長さは35ミリメートル、横の長さは30ミリメートルとし、それ以外の文字の横の長さは40ミリメートルとすること。
- (6) 運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所を表示する文字が四文字の場合は、当該文字の横の長さは分類番号が二けたであるときは27ミリメートル、分類番号が三けたであるときは22ミリメートル、分類番号を表示するアラビア数字の横の長さは分類番号が二けたであるときは27ミリメートル、分類番号が三けたであるときは23ミリメートルとすること。ただし、(4)ただし書に規定する自動車に取り付ける自動車登録番号標については、運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所を表示する文字の横の長さは分類番号が二けたであるときは35ミリメートル、分類番号が三けたであるときは33ミリメートル、分類番号を表示するアラビア数字の横の長さは30ミリメートルとすること。
- (7) 寸法の単位は、「ミリメートル」とする。この場合において、括弧内に示す寸法は、(4)ただし書に規定する自動車に取り付ける自動車登録番号標における寸法とする。

基本的な考え方

- 一地域から複数の図柄の提案を受け付けることとした場合、受付から選考・交付開始までに相当の期間及び労力を要することになるおそれがある。この場合、特に視認性の確認には相当の時間を要することが想定される。
- このため、制度導入当初は一地域において提案できる図柄は一種類とし、提案する図柄の数を複数とすることについては、各地域における地方版図柄入りナンバープレートの導入状況や交付枚数の推移を見た上で、今後検討してはどうか。

第1回検討会における意見、アンケート調査結果等 (→:事務局のコメント)

委員からの意見等

- 図柄の数について、一つに絞るというのはなかなか難しいと感じる。地域ごとに2、3種類から選択可能とすることもありうるのではないか。
- 交付枚数が少ないと製造コストが高くなってしまい、交付手数料が高くなってしまう。デザインを複数種類作成するのもありかもしれないが、コストを下げるにはある程度の交付枚数が必要となるので、実現性を考えるとある程度デザイン数の縛りがあっても仕方がない。
- 地域の方々には複数デザインを導入したいとの希望があることがわかったので、データ等により費用対効果を検証し、判断していきたい。

地方自治体からの意見等

- 色、デザイン、自動車の種類など好みは千差万別。デザインナンバーを幅広い世代で着用してもらうため、複数のデザインから選択できるのが理想的(3種類程度)。導入までの所要時間とのバランスで判断すべきである。
- 多様な利用者のニーズに応えるためにも複数の種類から好みのデザインを選択できるようになれば良い。
- 各自治体の住民が自らの島のイメージとして複数のデザインから選択できるような形が望ましい。
- 図柄の種類は複数必要である。
- 発行期間を時限的なものにして(3年間程度)、プレミア感を出すことも念頭に、期間を区切ってその効果を見極めながら取り組みを進めてはいかかがか。
- 一定の期間ごとの図柄変更を可能とする制度にして欲しい。
- ナンバープレート対象自治体すべてに図柄があっても良いと考えるが、ナンバープレートの識別や事務手続きが煩雑になるなど、課題があることも事実と考える。
- 図柄の提案から選定・交付開始までに期間がかかることを懸念している。
 - 図柄の数については、①各地方自治体から同時期に提案された図柄については、公平性の観点から、同時期に交付開始することが望ましいと考えていますが、図柄入りナンバープレートの場合、視認性の確認^(※)に相当程度の時間を要することが想定され、複数種類の提案がある場合にもまずは各地域1種類の視認性の確保を優先せざるを得ないこと、②複数種類の提案の場合には、コスト^(※)が増加し、ナンバープレートの交付の実費に反映されることなどから、基本的には、少なくとも制度導入当初は一地域において提案できる図柄は1種類とすることを考えています。
- 識別に支障が出ることを懸念している。
 - 視認性に問題があるものと判断される場合には、図柄の修正を行った上で、あらためて関係機関と調整することになると考えています。
- 地域のイメージをさらに全国に展開していくためには、複数種類からの選択よりも、1種類に限定した方が効果的。
- 地域を表象する効果が高めるため、1種類の方が望ましいのではないかと考える。
 - 地域の一体感の醸成等の効果が高めるため、基本的には、少なくとも制度導入当初は一地域において提案できる図柄は1種類とすることを考えています。

※詳細については、19ページ以降で説明

地方自治体へのアンケート調査結果

【図柄の数が1種類の要望】

- 統一デザインが好ましい。
- 一地域で複数の図柄となると、そのイメージがぼやけてしまうおそれがあり、単一の図柄にすべきと考えるが、都道府県レベルで統一する必要はなく、市町村レベル(複数の市町村を原則とする等)で異なる図柄が可能にすればよいと思う。
 - 地域の一体感の醸成等の効果を高めるため、基本的には、少なくとも制度導入当初は地域名単位で1種類の図柄を導入することを考えています。また、同じ都道府県内でも地域名ごとに異なる図柄が導入されることがありうると考えています。

【図柄の数が複数種類の要望】

- 幅広い世代から注目してもらえよう、複数種類の選択肢があってよい。
- 各地域により魅力やイメージが異なることから、図柄について、複数の種類から選べた方がよい。
- 参加自治体が多い地域の場合、図柄を1種類に限定することは困難と思われる。よって、(技術的基準を確保した上で)複数種類からの選択肢が望ましい。
- 多くの種類から選べたほうがユーザーの選択肢が広がる点で有効だが、コスト増や、各デザインのインパクトが薄れるデメリットがあることから、3種類程度が適切ではないかと思われる。
- ナンバーの地域名に包含される市区町村によっては、地理的な要因等により、図柄等を1種類に限定することの困難性が想定される。特に29のご当地ナンバー以外の87の地域名は、管轄する運輸支局等を表示したものであり、実態として、この制度で期待する地域の連携強化・一体感醸成の基盤が、当該地域名に包含される市区町村と合致しているかは慎重な検討が必要である。また寄付の目的が複数ある場合は、自動車ユーザーがどの目的に寄付したか分かるよう図柄を複数にする必要がある。
- 図柄が多い方がユーザーの選択肢が広がり、使い勝手が良くなると考える。
 - 図柄の数については、①各地方自治体から同時期に提案された図柄については、公平性の観点から、同時期に交付開始することが望ましいと考えていますが、図柄入りナンバープレートの場合、視認性の確認^(※)に相当程度の時間を要することが想定され、複数種類の提案がある場合にもまずは各地域1種類の視認性の確保を優先せざるを得ないこと、②複数種類の提案の場合には、コスト^(※)が増加し、ナンバープレートの交付の実費に反映されることなどから、基本的には、少なくとも制度導入当初は一地域において提案できる図柄は1種類とすることを考えています。

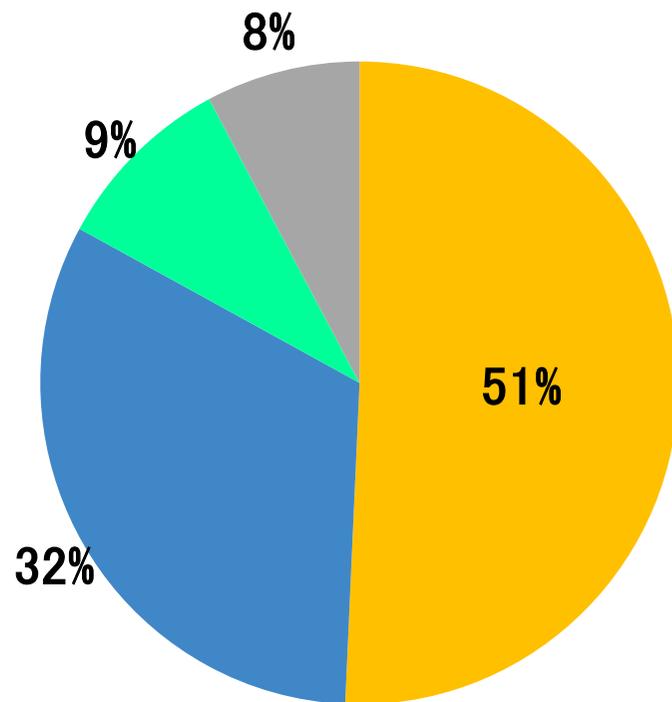
※詳細については、19ページ以降で説明

地方自治体へのアンケート調査結果

- 種類が増えた場合の課題については、各地における図柄入りナンバープレートの取組の早期把握に努めると共に、審査基準の明確化、審査の形式化・標準化・簡素化（視認性等の技術的審査に徹し、図柄のデザインや事業の良否といった評価には立入らない）により対応すべき。
→ 今後の検討の参考とさせていただきます。

ユーザーへのアンケート調査結果

- 地方版図柄入りナンバープレートは1種類に限定した方が良いという意見が、50%以上を占めている。



- まずは地域の特色を活かしたものに限定した方が良い(1種類)
- 課題があっても、ある程度選択できた方が良い(2~3種類程度)
- 種類を限定して、一定期間で更新していく方が良い(例えば、1種類のものを3年毎に更新)
- その他(制限なし、企業のロゴを入れて宣伝料をもらう、等)

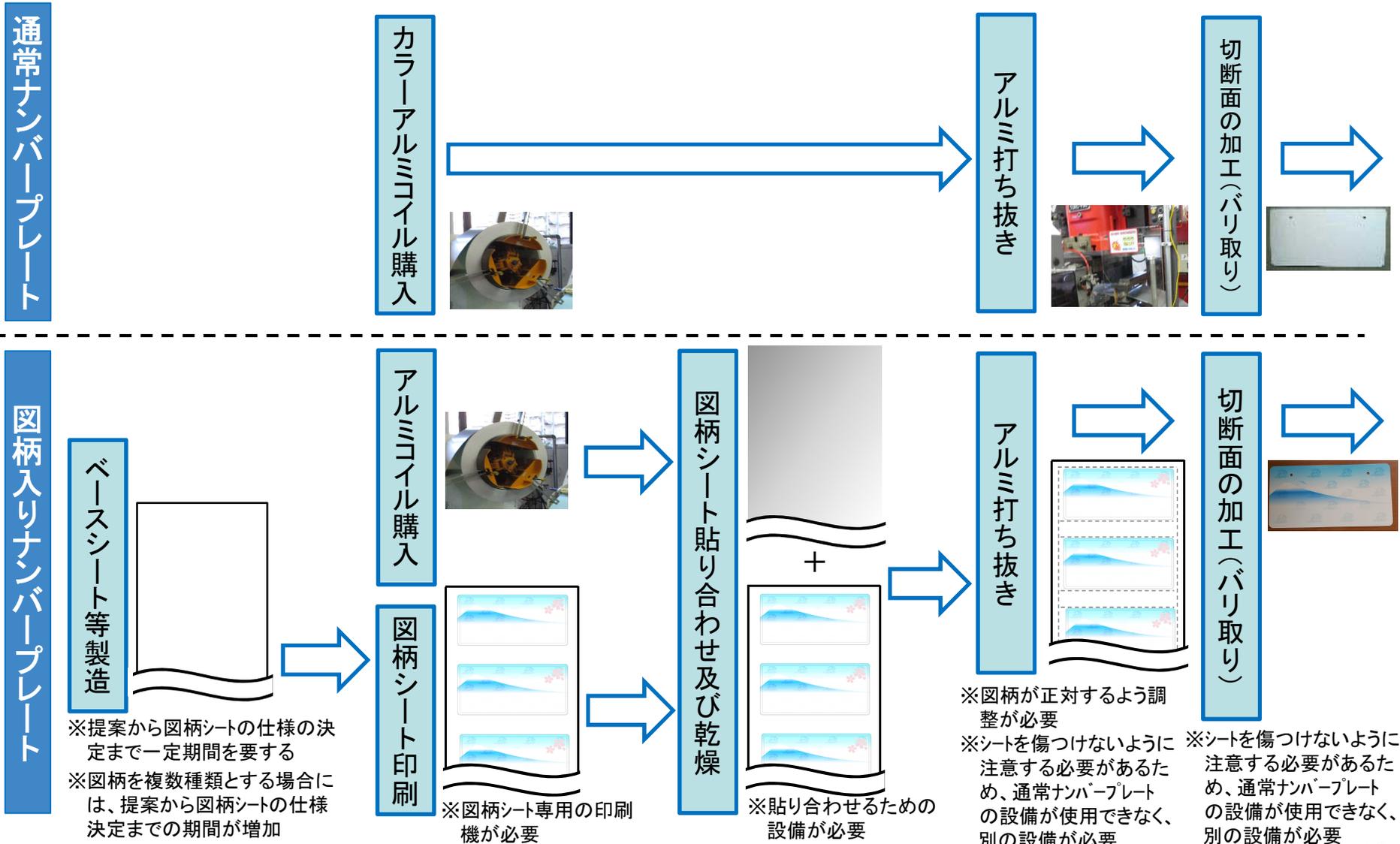
制度設計の方向性(案)

- 一地域から提案される図柄の数については、
 - ・ 提案の受付から選考・交付開始までで、特に視認性の確認において相当の期間を要すること
 - ・ ユーザーへのアンケート調査結果において、「まずは地域の特色を活かしたものに限定した方が良い」との意見が半数を超えていること等から、基本的には、少なくとも制度導入当初は一地域において提案できる図柄は1種類とすることとしてはどうか。

- また、各地域における図柄の数を複数にすることについては、その各地域における地方版図柄入りナンバープレートの導入状況や交付枚数の推移を踏まえた上で、提案を可能とすることとしてはどうか。

ナンバープレートの製造フローについて①（イメージ）

○ 図柄入りナンバープレートの製造にあたっては、通常ナンバープレートの製造に比べ、作業工程が相当数増え、それに伴う設備投資等も必要となり、また、作業に伴う時間も増加する見込み。

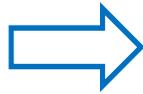


（注）図中の図柄入りナンバープレートは、本検討会のために特別に試作したものである。

ナンバープレートの製造フローについて②（イメージ）

通常ナンバープレート

エンボス



文字部塗装及び乾燥



※数時間乾燥

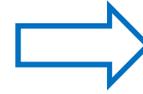


検査及び梱包

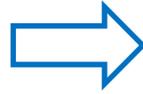


図柄入りナンバープレート

エンボス



文字部塗装及び乾燥



クリアコート及び乾燥



検査及び梱包



※図柄入りナンバープレート専用金型
 ※シートを傷つけないようにするため、通常ナンバープレートと同一の圧力でエンボスすることができない
 ※図柄入りナンバープレートの場合には、通常ナンバープレートと異なり、手動工程も含まれるため、さらに相当程度の時間を要する

※通常ナンバープレートと図柄入りナンバープレートでは焼付温度が異なるため、同時に製造できない
 ※図柄を複数種類とする場合には、図柄の色合いによって焼付温度が異なるため、同時に製造できない
 ※インクをシートに定着させるため、1日乾燥
 ※シートに塗装するため、通常ナンバープレートと異なる特殊なインクを使用

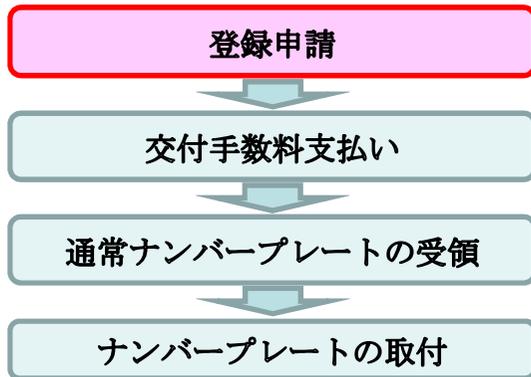
※ゴミ等の付着を防ぐため、クリーンルームでの作業
 ※クリアコートをシートに定着させるため、1日乾燥
 ※表面にゴミ等がついたとき、ヤスリ等によって取り除く作業が発生し、再度同一工程を繰り返すこととなる

※通常ナンバープレートに比べて、シートを傷つけないように、より丁寧な梱包作業が必要であり、場合によっては手作業で行う
 ※図柄を複数種類とする場合には、希望された図柄と合致しているかどうか目視による確認作業が必要

- ・エンボス：文字などを浮き出しに加工すること
- ・クリアコート：図柄シートの品質や耐久性などを向上させるため、表面を保護するために加工すること

○ 番号を希望しない通常ナンバープレートと受注生産である希望ナンバープレートにおいては、交付までの流れが大きく異なる。

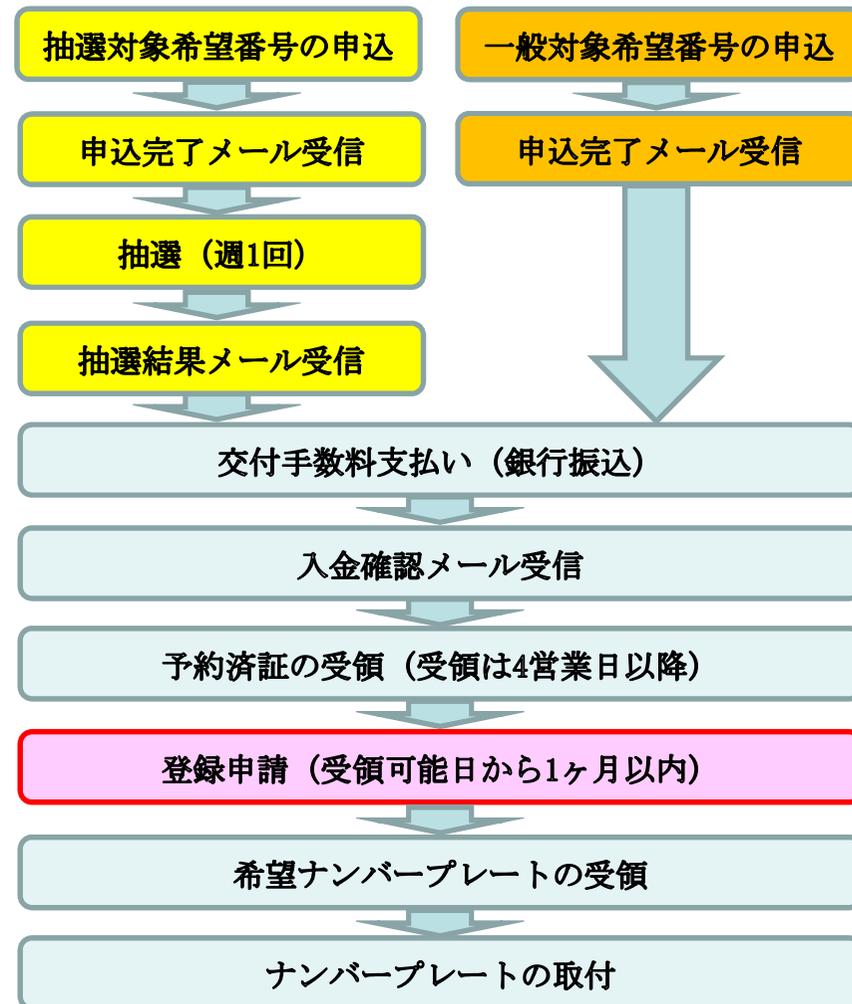
<通常ナンバープレート>



※在庫のナンバープレートを順次発行

<希望ナンバープレート>

（図柄入りナンバープレートについても同様のフローになる予定）



- 交付代行者におけるナンバープレートの1日あたりの交付枚数、保管枚数等は以下のとおり。(地域名ごとに交付枚数に大きな差があるため、概ね大規模、中規模及び小規模事業者の別に作成)
- 登録番号順に交付する通常ナンバープレートと違い、希望ナンバープレートは交付される日ごとに保管する必要があり、更に図柄入りナンバープレートにおいては、材質的に傷がつきやすいことから、従来とは異なる方法で保管をする必要があることから、図柄の種類が増えた場合には、保管スペース等の確保について、更に種類ごとの管理などが必要となる。
- 希望ナンバープレートは、作成から最大1ヶ月程度保管しておく必要があり、図柄入りナンバープレートも同様となる予定である。
- 従来、自動車を新たに購入したり、引越により住所が変更となった等の場合のみ、ナンバープレートの交換が認められたが、道路運送車両法の改正により、現在のナンバープレートから図柄入りナンバープレートへの交換が可能となったため、現在保管しているナンバープレートの総数と比べ、より多くのナンバープレートを保管しておく必要がある。

大規模事業者

- 一日あたり約1,000枚交付
(うち、希望ナンバープレート約440枚)
- 一日あたり約2,940枚保管
(うち、希望ナンバープレート約660枚)

中規模事業者

- 一日あたり約800枚交付
(うち、希望ナンバープレート約330枚)
- 一日あたり約1,330枚保管
(うち、希望ナンバープレート約500枚)

小規模事業者

- 一日あたり約410枚交付
(うち、希望ナンバープレート約170枚)
- 一日あたり約530枚保管
(うち、希望ナンバープレート約250枚)

※ 通常、1台あたり2枚一組で交付

○ 地方版図柄入りナンバープレートにおいても、ナンバープレートに記載された番号等の視認性が確保されているか否かについては、次の試験を実施することにより確認を行う。また、関係機関とも視認性に関して調整を行う。

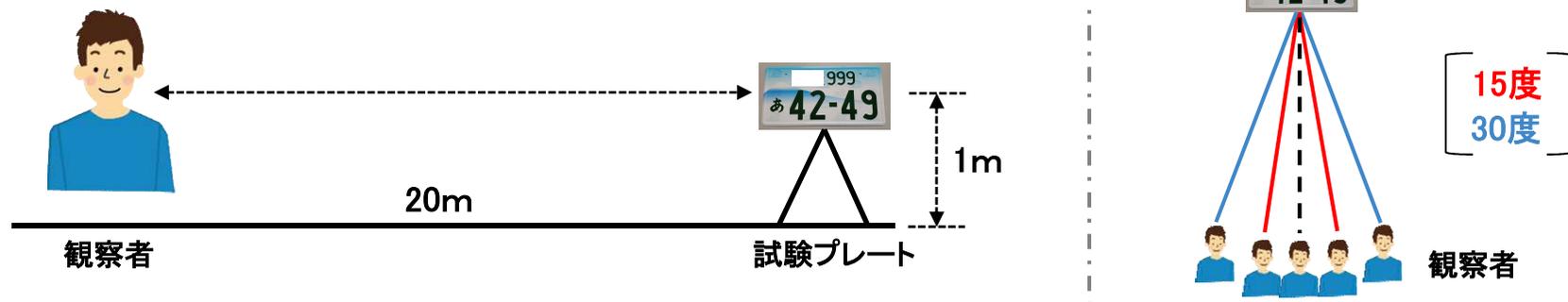
視認性試験

自動車登録番号標(以下「番号標」という。)の視認性が、次の基準に適合していること。

- (イ) 照度が一様に200ルクス程度の場所で、地上1メートルの高さの位置に番号標を横長に垂直に保持した場合に、番号標から20メートルの距離をへだてて、番号標に正対した位置並びに番号標の中心点と観察者とを結ぶ線が、番号標の板面に対し左右それぞれ15度及び30度の角度となる位置から番号標に表示された文字等が明瞭に識別できること。
- (ロ) 暗夜又は暗室内において、地上1メートルの高さの位置に番号標を横長に垂直に保持し、番号標板面における照度を10ルクスに照明した場合に、番号標から20メートルの距離をへだてて、番号標に正対した位置並びに番号標の中心点と観察者とを結ぶ線が、番号標の板面に対し左右それぞれ15度及び30度の角度となる位置から番号標に表示された文字等が明瞭に識別できること。

(注) 視認性は、3人以上(奇数)の視力の正常な観察者によって確認すること。

<イメージ図>



※ 関係機関における視認性の確認には、最大数ヶ月を要し、その費用も相当程度必要となるとのこと(図柄を複数種類とする場合には、1種類とした場合に比べて、期間、費用共に増加するとのこと)。

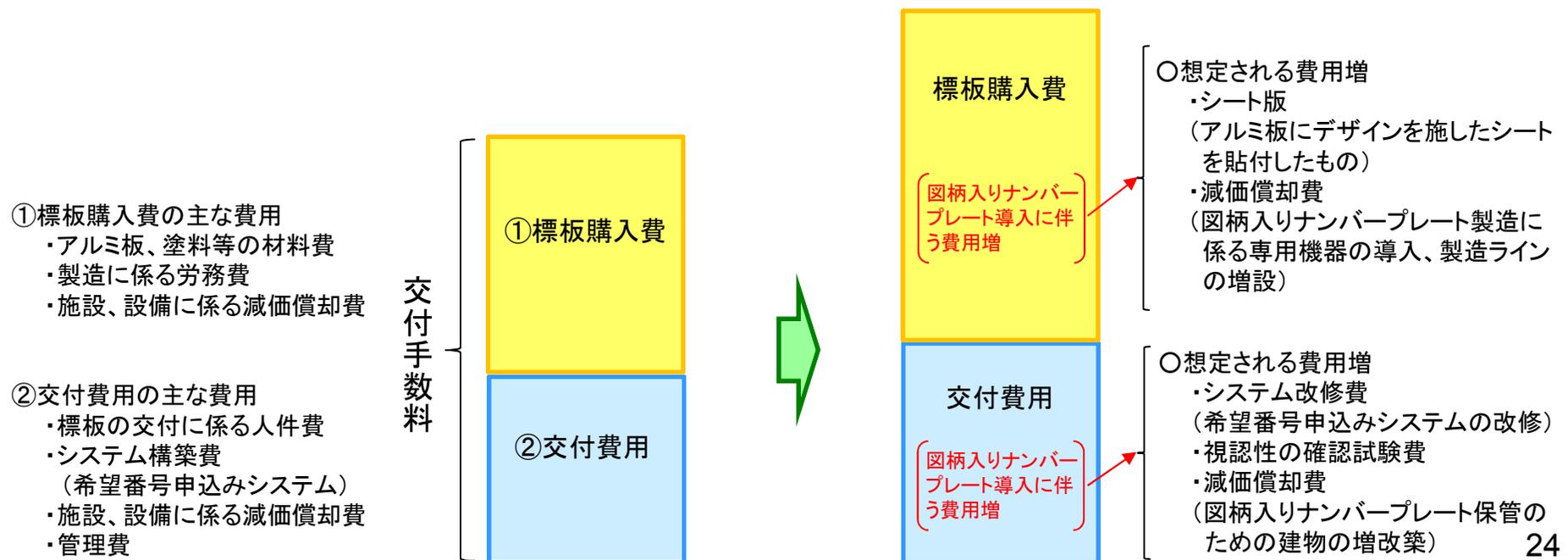
なお、確認の手法については、他機関が行うものであるため、詳細は不明。

- 自動車登録番号標(標板)の交付手数料の額については、道路運送車両法第27条に基づき、交付に要する実費を勘案して地方運輸局長が認可することとしている。
- 交付手数料は、①標板購入費(標板の製造費用)、②交付費用(標板の交付に必要な費用)から構成されている。
- 交付手数料は標板1枚当たりの単価で設定しており、その算出方法は、総費用(年間)÷交付見込み枚数(年間)としている。このため、交付見込み枚数が少ない場合には、その分高い交付手数料が設定されることとなる。
- 図柄を複数種類とする場合には、視認性の確認に係るコストや図柄入りナンバープレートの保管場所・管理に係るコストが1種類とする場合に比べて増加することとなる。

<自動車登録番号標の交付手数料のイメージ(乗用車用の中型標板の場合)>

【 現行の交付手数料(希望ナンバープレート) 】
2,050円/枚(4,100円/台)

【 図柄入りナンバープレートの交付手数料(想定) 】



基本的な考え方

- 現行の希望番号制度においては、ナンバープレートの一連指定番号を自動車ユーザーの希望の番号とするための申込みシステムが整備されているが、地方版図柄入りナンバープレートの実施に当たっても、同様に自動車ユーザーの申込みを受け付けるためのシステムの整備が必要となる。
- 上記のシステムの整備は、費用対効果の観点から現行の希望番号申込みシステムを改修して行うことが望ましいと考えられるため、地方版図柄入りナンバープレートの対象車種は、希望番号制度と同様に、登録自動車(自家用、事業用)と軽自動車(二輪を除く。)(自家用)とすべきではないか。

第1回検討会における意見、アンケート調査結果等 (→:事務局のコメント)

地方自治体からの意見等

- 緑ナンバー(事業用車両)にも図柄入りナンバープレートを認めてほしい。
→ 緑ナンバー(事業用車両)も対象とすることを考えています。

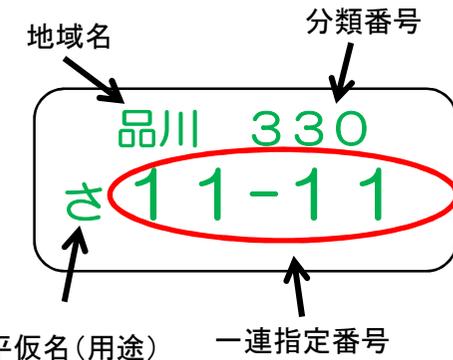
制度設計の方向性(案)

- 対象車種については、費用対効果等の観点から、まずは、現行の希望番号制度の対象となっている登録自動車(自家用、事業用)と軽自動車(二輪を除く。)(自家用)とすることとしてはどうか。

- 希望番号制度とは、自動車のナンバープレートのうち一連指定番号(右下図参照)について、申し出により所有者が希望する番号とすることができる制度である。
- 一部の番号については、特に人気が高いため、毎週1回抽選を行い、当選した者のみが取得できている。

(抽選となっている番号の例)

1	7	8	88	333	555	777
888	1111	3333	5555	7777	8888	2020



1. 希望番号制度を活用できる対象車種

- ・登録自動車（乗用車、バス、トラック、大型特殊自動車）の自家用・事業用
- ・軽自動車（二輪車を除く）の自家用

2. 希望番号制度の手続き

- ①希望する所有者は、交付代行者（国土交通大臣に代わりナンバープレートを交付する者として指定されたもの）に申し込み、希望する番号を予約する。（抽選の場合は当選した場合に限る。）
- ②所有者は登録に際し、国に希望番号を予約している旨を伝えることにより、国は当該番号で登録を行う。
- ③所有者は、交付代行者から当該番号のナンバープレートの交付を受ける。

3. 希望番号制度による交付手数料

(中型標板1組) 3, 860円~4, 400円 (東京の場合: 4, 100円)

参考: 希望番号以外 1, 440円~1, 880円 (東京の場合: 1, 440円)

4. 希望番号を取得できる場合

新たに登録する場合（新車・中古車）、引越等で地域名表示が変更になる場合、ご当地ナンバーに変更する場合、ナンバープレートが滅失・毀損した場合

基本的な考え方

- 寄付金は、地域が募集するか否かを選択するものであること、自動車ユーザーが善意で支払うものであること等を踏まえ、どのような事業に充てることとすべきか。

第1回検討会における意見、アンケート調査結果等

委員からの意見等

- 寄付金の使途について、自動車ユーザーからの寄付金であるため、自動車関係、道路、環境に使うということが非常にわかりやすいが、地域の方々は観光振興に使いたいという思いもある。
- 寄付金の使途について、自動車ユーザーが納得するような説明が必要。
- 観光振興というように広く捉えるのではなく使途をはっきりさせた方が良い。交通遺児に対する教育等の支援や、公園整備などの環境保全の視点も重要。
- 寄付金の使い道について、寄付者の気持ちが尊重されていれば自由で良いのではないかと。ただし、どのくらいの事務的なコストがかかるのかについて、域外にナンバープレートを発行することも加えてその辺の事務的な実行性が一つのポイントになるのではないかと。

地方自治体からの意見等

- 交通安全や環境保護など特定の目的に活用。
- 観光振興やシティプロモーションに努める。
- プレート作成に係る費用と寄付金の効果など、費用対効果の観点も検証してほしい。
- 地球温暖化対策及び環境保全(CO2削減等)、道路環境整備、地域振興・観光振興、地方版総合戦略に位置付けられた事業。
- 用途を限定した場合、使いづらくなる可能性がある。
- 地域振興のほか、交通マナー向上などのソフト施策や、バスやタクシーのバリアフリー化等交通サービス基盤の強化など、自動車関連の施策に充てるのがふさわしい。
- 案内道標の外国語対応化などの交通利便性の向上や、希少動物のロードキル対策等の動物の交通被害防止対策といった、交通関係事業に活用。
- 多くの方の賛同が得られやすい事業が適当であり、地域の環境や景観の保全、観光振興などに活用。
- 交通環境の整備だけでなく、富士山の景観・環境保全等に活用。
- 交通事故の被害者救済(特に交通遺児奨学金など)に使用することがふさわしい。
- 寄付金の用途として、図柄の元となった資源に関連する振興策等は、寄付者の理解が得られやすい。

地方自治体へのアンケート調査結果

【観光振興・地域振興】

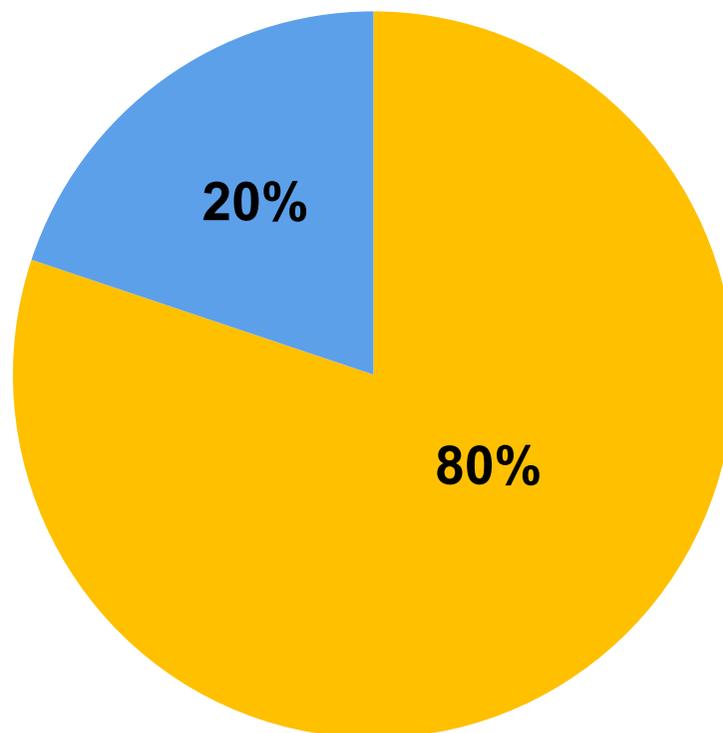
- 観光地・特産品等の知名度向上、伝統的な行事の開催、世界遺産のPR・維持管理等、地域振興に資する事業を行うことがふさわしいと史料する。
- 観光誘客や物産振興、地域の認知度・好感度の向上の取組などの地方活性化事業。
- 図柄のモチーフとなる景勝地や製品のPR・保全事業への活用。
- 地方の特色ある図柄を取り入れたナンバープレートとなることから、地域振興や観光振興に関する事業への充当が考えられます。
- 景観保全、文化財保護や観光振興など、地域課題の解決に向けた取組み。
- 公益的事業の実施は、地方自治体を実施の単位とした方が障害は少ないと考えるが、地域の全自治体が同一の「公益的事業」を実施することは困難である。そこで、自動車ユーザーに提示するのは、例えば「観光振興事業」など大括りとし、具体的には、A市は特定の「季節イベント開催事業の費用の一部」に充て、B町は「宿泊助成事業の費用の一部」に充てることを可とするような対応とする方が良いと考える。

【公共交通・交通インフラの維持確保】

- 公共交通の維持に関する事業、道路整備費等。
- 道路整備やバリアフリー化、環境対策、交通安全対策事業、公共交通機関の整備等。
- 寄付を行うのは自動車やバイクの所有者となるため、道路環境整備、公共交通対策、環境保全に関する事業への充当が考えられます。

ユーザーへのアンケート調査結果

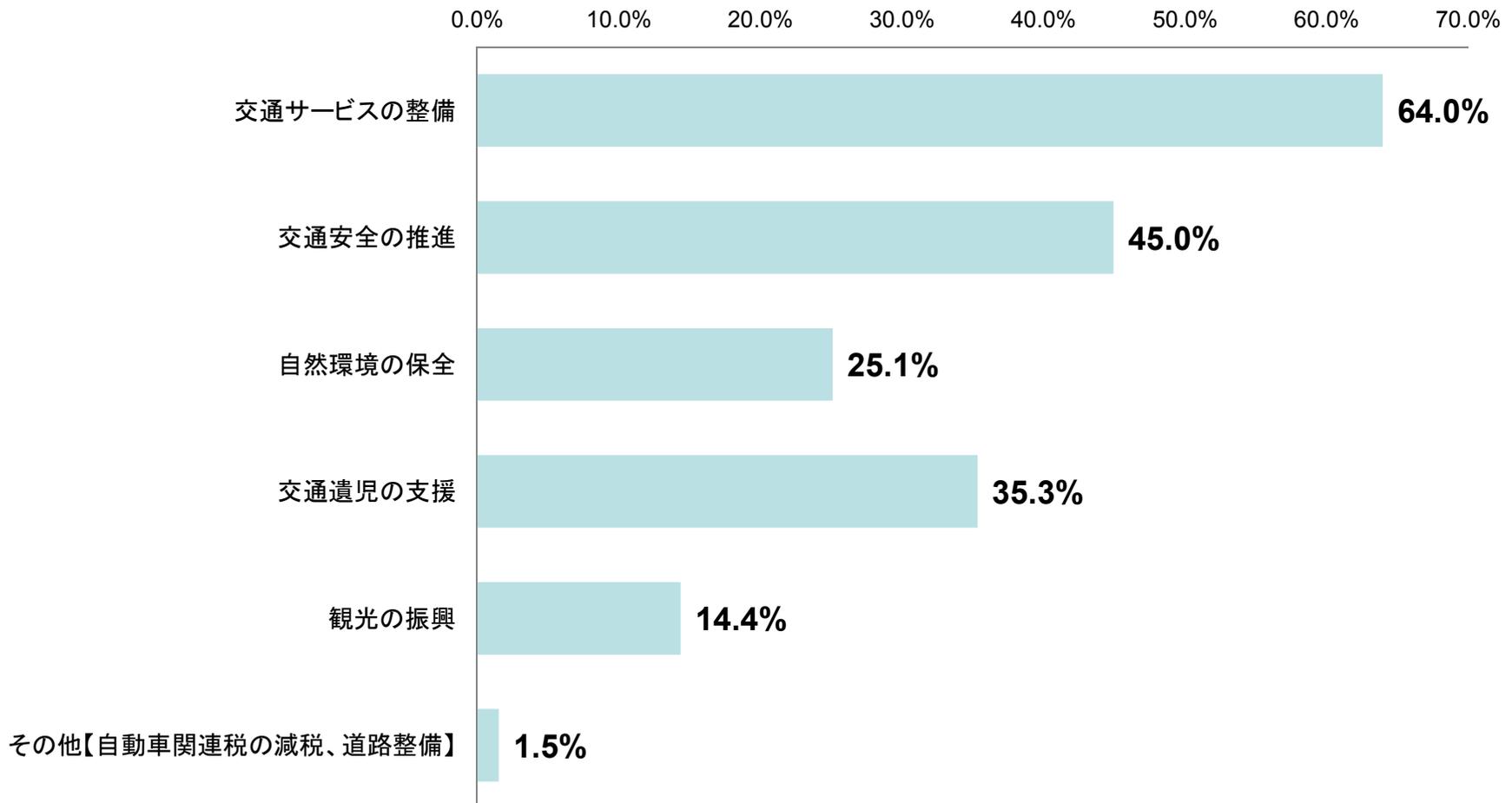
- 寄付金は自動車ユーザーに関連する事業に充てることが良いと考えるユーザーが、80%を占めている。
- 一方、寄付金を募集する地方自治体において行う事業であって、当該地域住民の理解が得られるものに充てることが良いと考えるユーザー（20%）については、具体的な事業として、医療、介護、福祉、地域振興、子育て等の事業をあげている。



- 寄附金は自動車ユーザーの善意で支払われるものであることにかんがみ、自動車ユーザーに関連する事業に充てることが良い
- 寄附金を募集する地方自治体において行う事業であって、当該地域住民の理解が得られるものに充てることが良い（考えられる具体的な事業内容：医療、介護、福祉、地域振興、子育て、養育、環境、災害対策、自治体の任意）

ユーザーへのアンケート調査結果

○ 自動車ユーザー関連事業に充てると答えたユーザーのうち、寄付金の使途として交通サービスの整備に充てることが良いと考えるユーザーが最も多く、64%を占めている。



基本的な考え方

- 寄付金の収受・配分は、以下の事項を念頭に置いて検討を進めるべきではないか。
 - ・ 寄付金の使途・配分について地域の意思を反映する方法
 - ・ 寄付金の配分に係る透明性・公平性の確保、寄付金の配分を効率的・専門的に行うための仕組み
 - ・ 寄付金の配分に係る効果の検証
 - ・ ナンバープレート交付業務との連携や寄付金に係る税制優遇等、ユーザーが寄付を行いやすくするための仕組み
 - ・ 既存の公的な助成制度との関係の整理

第1回検討会における意見、アンケート調査結果等

地方自治体からの意見等

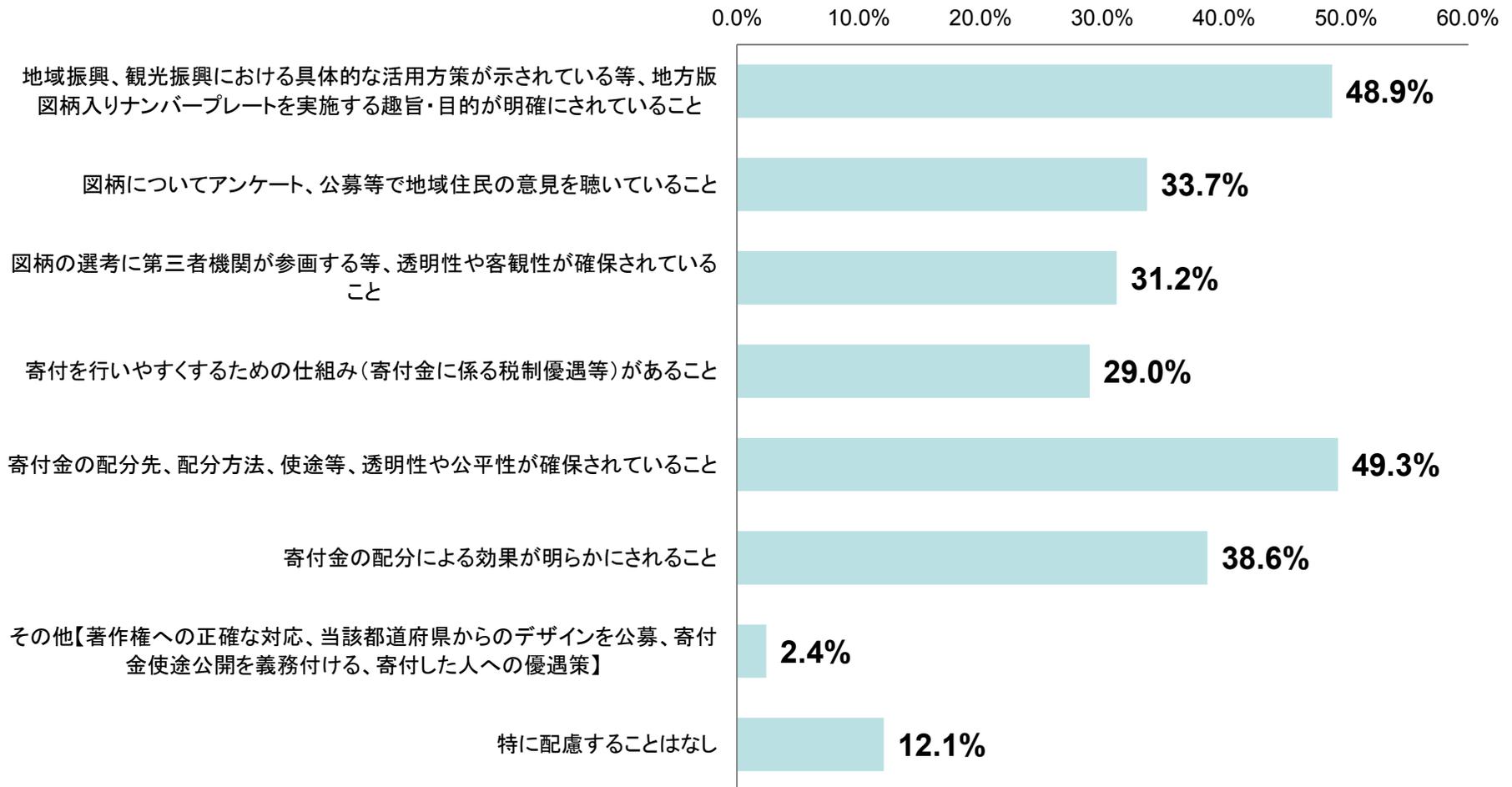
- 地方に還元されるような制度設計としてほしい。
- 地方への波及効果が十分伝わるよう、交付税措置ではなく、補助金等により還元してほしい。

地方自治体へのアンケート調査結果

- 寄付金の規模や額がわからない時点では、寄付金の使途の検討は難しい。
- 寄付金付きについては、制度として構築される場合には、寄付金を収めてまで欲しいと思う人がどれだけいるかの確認を行って頂きたい。
- ふるさと納税のように、応援したい自治体への寄付金として取り扱えないか。

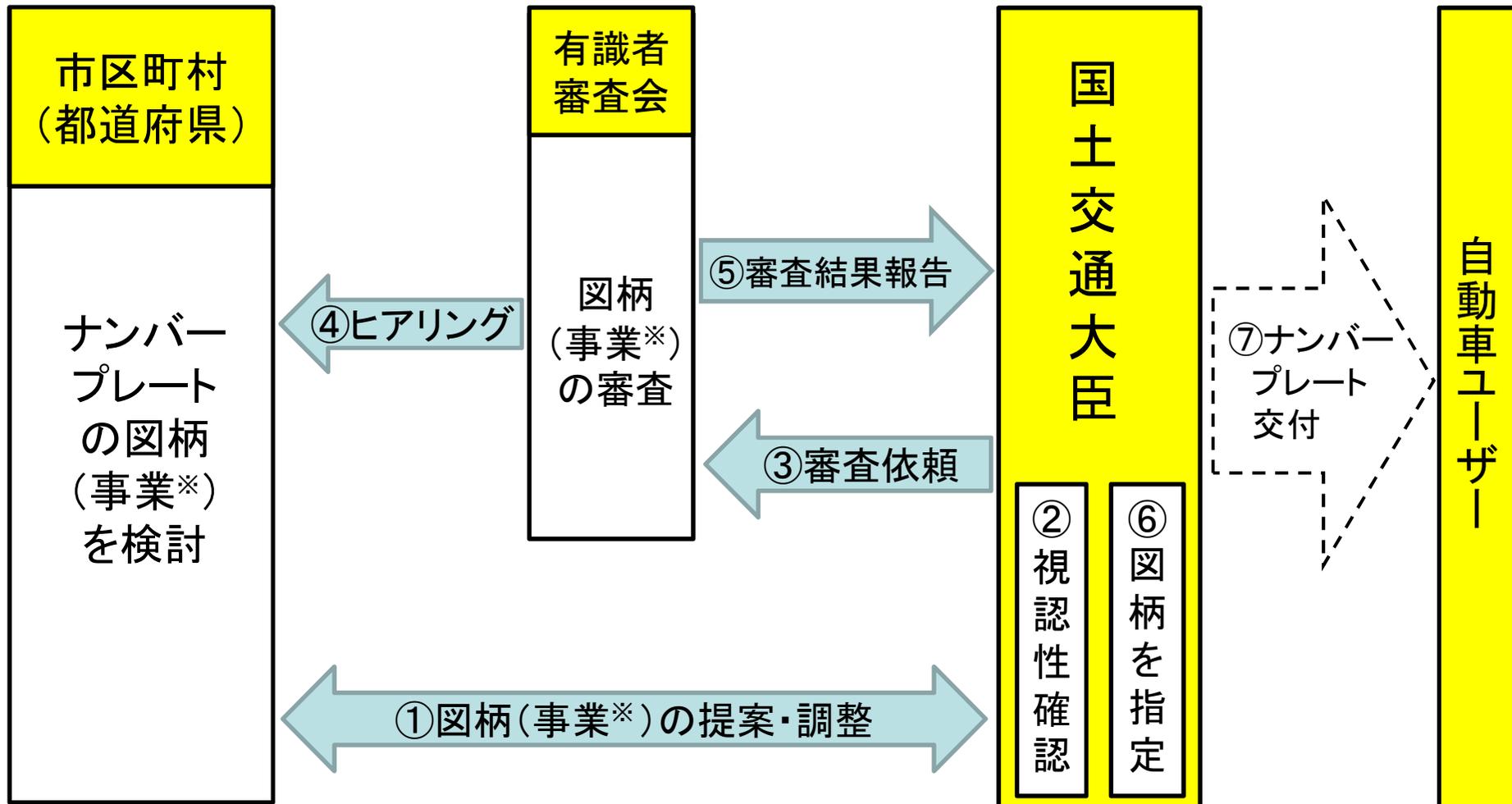
ユーザーへのアンケート調査結果

○ 地方自治体が考慮すべきこととして、ほぼ半数のユーザーは「地方版図柄入りナンバープレートを実施する趣旨・目的が明確にされていること」「寄付金の配分先、配分方法、使途等、透明性や公平性が確保されていること」という意見である。



制度設計の方向性(案)

- 寄付金については、図柄の提案、選定の方法と区別して、収受・配分における寄付金の取扱いや具体的な仕組みなどについて、引き続き検討することが必要であることから、地方自治体、自動車ユーザーのアンケート調査結果等を踏まえつつ、「基本的な考え方」で提示した主な検討事項等について、引き続き検討を進めていくこととしてはどうか。



※地方自治体において、寄付金を充てることを想定している事業

地方自治体へのアンケート調査結果

- 平成28年1月から、各地域への周知と地方自治体における図柄の公募等を開始するのであれば、図柄デザインに関する予算なども必要となるため、早めに具体的な制度内容を提示してほしい。
- ヒアリングやアンケートをする前に、当該制度に関する説明会を開催すべきである。
 - 制度公表後、各地方において説明会を開催するなど、周知を図っていくことを考えています。